

令和5年度

保育園利用のご案内

認可保育園の利用を希望される方へのご案内となります。
大切なお知らせですので、利用申し込みの際には必ずご一読ください。



印西市マスコットキャラクター 「いんざい君」

令和5年5月（第二版）

印西市健康子ども部保育課

【問い合わせ先・書類提出先】

印西市健康子ども部保育課保育係

〒270-1396

印西市大森2364-2

TEL 0476-33-4651（直通）

FAX 0476-33-4585

E-mail hoikuka@city.inzai.chiba.jp

【注意事項】

※1 千葉ニュータウンナーサリースクール(保育所)がたかさごスクール千葉ニュータウン(認定こども園)に変更となりました。種別、番号、園コード、保育園名が下記のとおり変更となりますのでご注意ください(以前より申請された方に関しましては、コード等の変更は不要となります)。なお、保育部分の定員変更はありません。

・変更前

種別…保育所

番号…②⑥

園コード…259

園名…千葉ニュータウンナーサリースクール

・変更後

種別…認定こども園

番号…③⑧

園コード…267

園名…たかさごスクール千葉ニュータウン

【目次】

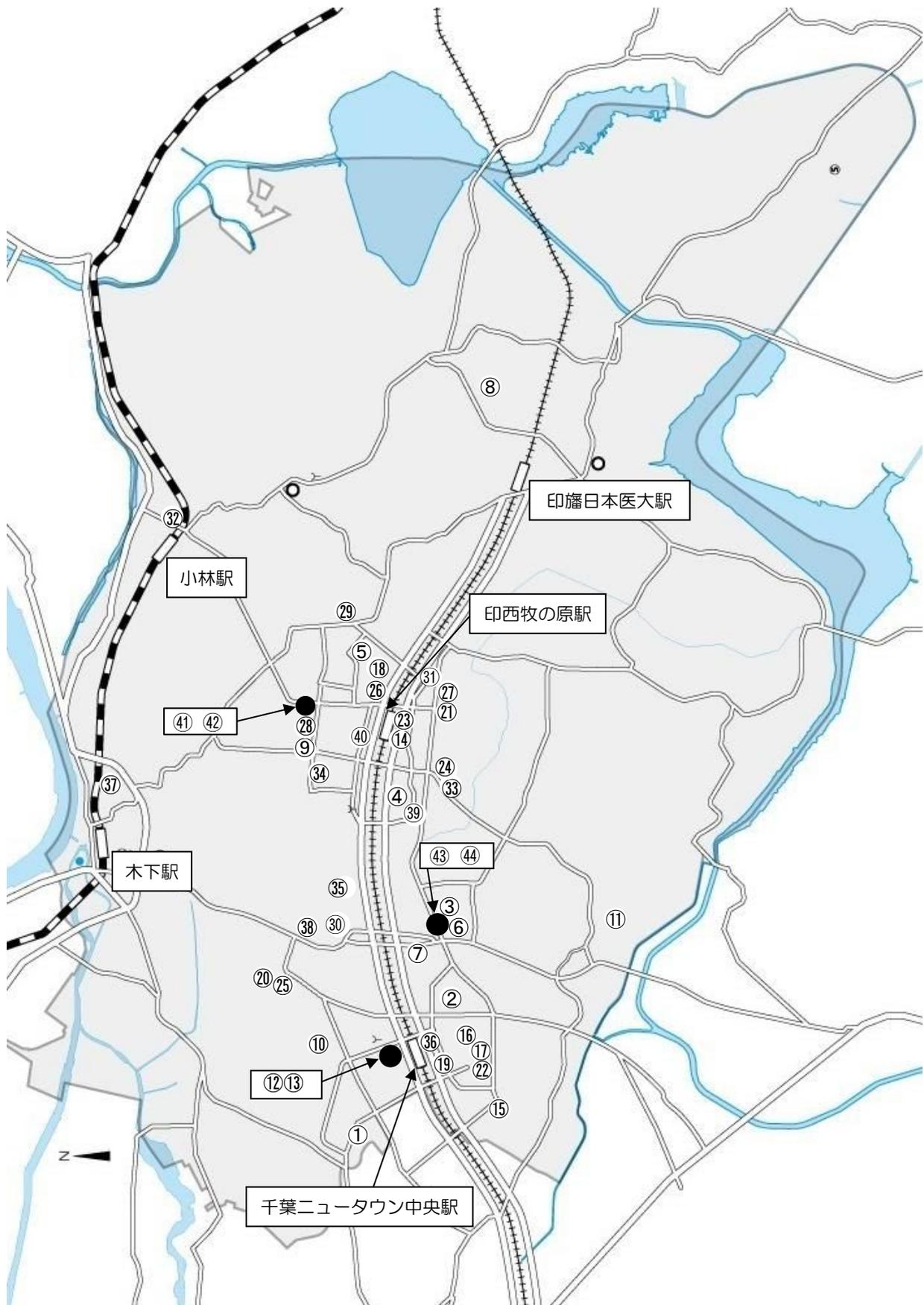
1. クラス編成について	1
2. 市内の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業者 ...	2
3. 必要な教育・保育の認定	7
4. 入園日について.....	9
5. 利用申し込みの流れ	10
6. 利用申し込みの日程	11
7. 利用申し込みに必要な書類.....	12
8. 市外にお住まいの方の申込方法	15
9. お子様の発達や行動、身体について心配がある保護者様へ...	16
10. 利用調整について	17
11. 令和5年度の保育園保育料（利用者負担額）について	21
12. 保育園に関するQ&A	24

1. クラス編成について

保育園のクラス割は、3月31日時点の満年齢によって区分されます。
令和5年度のクラス編成は、次のとおりです。

クラス	児童の生年月日	就学前対応日
5歳児クラス	平成29年4月2日～平成30年4月1日	令和6年3月31日
4歳児クラス	平成30年4月2日～平成31年4月1日	令和7年3月31日
3歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日	令和8年3月31日
2歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日	令和9年3月31日
1歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日	令和10年3月31日
0歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日	令和11年3月31日
	令和5年4月2日～	令和12年3月31日

2. 市内の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業者



種別	番号	園コード	園名		定員	一時 預かり	生後 57日から	2歳児 クラスまで
			住所	電話				
公立	①	003	木刈保育園		100	○		
			木刈 6-23		(46)1873			
	②	004	内野保育園		100	○		
			内野 1-12		(46)1874			
	③	005	高花保育園		110	○		
高花 1-10			(46)7011					
④	006	西の原保育園		120	○			
		西の原 3-7		(45)0221				
⑤	007	もとの保育園		120	○			
		滝野 3-2		(97)2935				
保育所 私立	⑥	022	銀の鈴保育園		89		○	
			高花 5-3		(47)7566			
	⑦	023	原山保育園		69	○	○	
			草深 1177-18		(47)6600			
	⑧	025	山ゆり保育園		160		○	
			萩原 1917-8		(98)1333			
	⑨	028	スマイル保育園		90	○	○	
			牧の台 1-1-2		(48)7321			
	⑩	029	小倉すくすく保育園		150	○	○	
			小倉 673-7		(42)5901			
	⑪	024	しおん保育園(本園)		107		○	
			松崎 517		(46)1329			
	⑫	202	しおん保育園(分園中央 アニマルランド)		27		○	○
			中央北 1-4 アルカサル内		[本園へ]			
	⑬	208	しおん保育園(年少～年長児分園中央)		36			
			中央北 1-4 アルカサル内		[本園へ]			
	⑭	203	ヒューマンアカデミー印西牧の原保育園		40	○	○	○
			原 1-2 BIGHOP 内		(47)6277			
	⑮	204	エンジェルハート保育園		90		○	
			武西 275-1		(47)3344			
	⑯	205	星虹保育園		86	○	○	
			戸神 609-2		(40)1189			
⑰	209	星虹第二保育園		120	○	○		
		戸神 617-3		(45)1189				
⑱	210	かふう保育園いんざい		145		○		
		草深 1620-12		(37)7810				
⑲	020	AIAI NURSERY 千葉ニュータウン中央		60		○		
		中央南 1-13 レーベン千 葉 ニュータウン中央 1 階		(85)7790				
⑳	241	かぐる杜の保育園		90		○		
		鹿黒南 2-3-1		(45)2021				
㉑	242	コスモスの丘保育園		103	○	○		
		草深 2371-4		(85)6337				
㉒	243	ゆいのひ保育園		90	○	○		
		戸神 553-3		(36)8586				

種別	番号	園コード	園名		定員	一時 預かり	生後 57日から	2歳児 クラスまで	
			住所	電話					
保育所	私立	㊸ 256	AIAI NURSERY 印西牧の原		60		○		
			原一丁目1-2	(37)8022					
		㊹ 257	草深こじか第二保育園		90	(37)8124	○	○	
			草深2497-17	(37)8124					
		㊺ 258	ちいさな杜の保育園		134	(48)5226	○	○	
			鹿黒南二丁目3-3	(48)5226					
		㊻ 260	HALO 保育園		135	(80)8689	○	○	
			草深1618-1	(80)8689					
		㊼ 261	コスモスの丘ひがし野保育園		90	(37)5082	○	○	
			草深1671-35	(37)5082					
㊽ 262	そうほスマイル保育園		90	(85)7846	○	○			
	宗甫46	(85)7846							
㊾ 263	滝すくすく保育園		90	(37)7594	○	○			
	滝546-5	(37)7594							
㊿ 264	にじの原のつなぐ保育園		120	(85)8279		○			
	草深1208-15	(85)8279							
㊽ 265	NOVA バイリンガル印西東の原保育園		120	(85)8590	○				
	東の原一丁目1-7	(85)8590							
認定 こども園 ※定員は 保育部分 のみ記載	私立	㊽ 514	どんぐり保育園		65	○	○		
			小林北5-12-2	(97)1383					
		㊿ 519	草深こじか保育園		75	(36)5161		○	
			草深2496-10	(36)5161					
		㊽ 510	牧の原宝保育園		90	(49)4011		○	
			牧の原3-1-3	(49)4011					
		㊽ 513	認定こども園 Rainbow Wings International (本園: 0~5歳児)		117	(85)8685		○	
			草深1105-1	(85)8685					
		㊽ 512	認定こども園 Rainbow Wings International (分園: 0~2歳児)		33	[本園へ]		○	○
			中央南1-1-1 2階	[本園へ]					
㊽ 207	印西ひかりこども園		133	(40)3737		○			
	木下804-6	(40)3737							
㊽ 267	たかさごスクール千葉ニュータウン		140	(85)4261	○	○			
	鹿黒南五丁目2	(85)4261							
㊽ 266	市川学園西の原幼稚園 (3~5歳児)		20	(47)0644					
	西の原三丁目15	(47)0644							

種別	番号	園コード	園名		定員	一時 預かり	生後 57日から	2歳児 クラスまで
			住所	電話				
小規模 保育事業	私立	④⑩ 700	やまと小規模保育園		19			○
			牧の原 1-3 牧の原モア A-20-2	(77)3004				
		④⑪ 701	カインド・ナーサリー牧の原第1園		19			○
			牧の原 5-13-1 (1階)	(33)3777				
		④⑫ 702	カインド・ナーサリー牧の原第2園		19			○
	牧の原 5-13-1 (2階)		(85)4788					
	④⑬ 703	リップル保育園 CNT 高花Ⅰ		19		○	○	
		高花 1-8-1	(36)7607					
	④⑭ 704	リップル保育園 CNT 高花Ⅱ		19		○	○	
		高花 1-8-1	(36)7608					

○ 利用可能年齢

生後6か月から利用できる施設と、生後57日から利用できる施設があります。なお、1歳の誕生日を迎えるまでは、お子様の状況に応じ、園により利用時間が短くなる場合があります。詳しくは各園にお尋ねください。

生後6か月から・・・①～⑤、③①、④①～④②

生後57日から・・・⑥～⑫、⑭～⑳、㉒～㉘、㉛、㉜

また、終期については、小学校就学前までの施設と2歳児クラスまでの施設があります。2歳児クラスまでの施設については、継続して保育を受けることができるように、3歳児になる時の入園の利用調整の際には調整指数で6点加点されます。(19ページ番号11を参照)

小学校就学前まで・・・①～⑪、⑮～⑳、㉗、㉘

2歳児クラスまで・・・⑫、⑭、㉚、④①～④④

3歳児クラスから小学校就学前まで・・・⑬、㉙

○ 開所時間・閉所時間

開所時間は全ての施設で7:00、閉所時間は施設によって異なります。

認定によって定められた保育時間を超える利用については、時間外保育(8ページ参照)となります。

【平日】

7:00～18:00・・・㉙

7:00～19:00・・・①～⑤、㉚

7:00～20:00・・・⑥～㉚、㉗、㉘、④①～④④

【土曜】

7:00～17:00・・・①～⑤、⑦、⑩～⑭、⑱～㉑、㉓～㉕、㉗、
㉙、③①、㉛～㉞、④①～④④

※⑫、⑬、㉚については、本園での保育となります。

詳しくは、各園の本園にお尋ねください。

7:00～18:00・・・⑥、⑧、⑨、⑮、㉘、㉗、㉘

7:00～19:00・・・⑯、⑰、㉒、㉖、㉚

7:00～20:00・・・㉓

実施なし・・・㉙

○ 一時預かり

家庭において保育を行うことが一時的に困難となった場合などに、在園児以外のお子様を有料で預かる制度です。利用する時には事前に施設に連絡して空き状況を確認し、予約をする必要があります。なお、利用時間・料金等についても施設により異なります。

一時預かり実施施設・・・①～⑤、⑦、⑨、⑩、⑭、⑯、⑰、㉑、㉒、㉔～㉙、
③①、㉛、㉞

3. 必要な教育・保育の認定

保育園等を申し込むにあたり、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受けていただく必要があります。

なお、教育・保育給付認定の申請は、保育園等の利用申し込みと同時にさせていただきます。

① 教育・保育給付認定について

認定は、お子様の年齢や保育の希望の有無により次の3区分となり、区分に応じて、利用できる施設・事業があります。

認定区分	対象者	主な利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上保育認定)	満3歳以上で、 「保育を必要とする事由」に該当し、 保育園等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園
3号認定 (満3歳未満保育認定)	満3歳未満で、 「保育を必要とする事由」に該当し、 保育園等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園 地域型保育(小規模保育等)

◆認定した後に希望施設(保育園など)の利用の可否を決定するため、認定を受けた場合であっても、希望施設の利用(保育園などの入園)ができるとは限りません。

② 保育を必要とする事由(2号認定、3号認定)

教育・保育給付認定を申請(保育園などを利用)する場合には、次の「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。

① 就 労	居宅内・外で就労をしている場合(月60時間以上)
② 妊 娠・出 産	原則として、出産予定日の概ね2か月前から、出産後8週経過した日の翌日の属する月の末日まで
③ 保 護 者 の 疾 病	保育に支障をきたす病気、ケガまたは障がいがある場合
④ 介 護・看 護	同居(または長期入院等している)親族を常時介護・看護している場合(月60時間以上)
⑤ 災 害 復 旧	火災、風水害等による災害の復旧に当たる場合
⑥ 求 職 活 動	求職または開業予定の場合(認定後90日以内に就労すること)
⑦ 就 学	就学又は職業訓練校等の職業訓練の場合(月60時間以上)
⑧ 虐 待・D V	虐待やDVのおそれがある場合
⑨ 育 児 休 業	当該育児休業に係る子どもの1歳の誕生日の属する年度の末日まで(育児休業取得前に既に市内の保育所等を利用していた子どものみ)
⑩ そ の 他	上記に類する場合などで、市が認める場合

※事由によって、認定される保育の必要量、認定期間が異なります。

③ 保育の必要量に応じた区分（2号認定、3号認定）

2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に区分されます。

※就労以外の事由であっても、いずれかの区分に認定されます。

※諸事情により、認定区分の変更を希望する場合は、市保育課までご相談ください。

● 「保育標準時間」利用・・・利用可能時間は最大11時間。

（例）就労による場合（月120時間以上程度）。

妊娠・出産による場合。

保護者の疾病・障害による場合。

介護・看護による場合（月120時間以上程度）。

災害復旧による場合。

就学・職業訓練による場合（月120時間以上程度）。

虐待やDVのおそれがある場合。

● 「保育短時間」利用・・・利用可能時間は最大8時間。

（例）就労による場合（月60時間以上120時間未満程度）。

妊娠・出産による場合。

育児休業中の場合。

介護・看護による場合（月60時間以上120時間未満程度）。

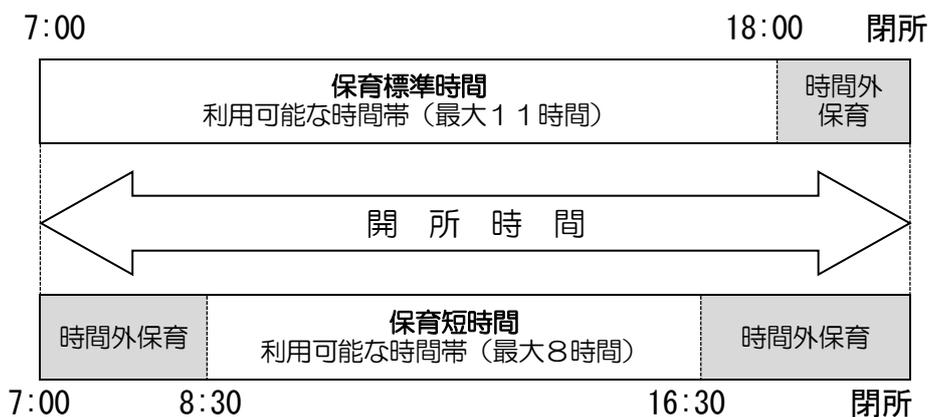
災害復旧による場合。

求職活動・起業準備による場合。

就学・職業訓練による場合（月60時間以上120時間未満程度）。

虐待やDVのおそれがある場合。

【イメージ】



それぞれの区分で認定を受けた場合であっても、保護者が実際に必要とする時間での利用となります。

（認定が「就労」の場合は、「就労時間 + 通勤時間」が利用できる時間です。）

また、時間外保育（上図網かけ部分）の利用について、別途、時間外保育料を徴収いたします。

金額は利用している施設等によって異なりますので、詳しくは各施設等にお問い合わせください。

4. 入園日について

入園日は、毎月1日となります。（生後57日目からの利用の場合を除く）

育児休業から元の職場に復帰する場合や、他市区町村から転入する場合については、申請した際の条件を満たす必要がございますので、ご注意ください。

入園審査は、申請いただいた内容をもとに審査しているため、申請いただいた内容と入園時の実態が異なる場合は、入園を辞退していただくこととなりますのでご注意ください。

（1）育児休業から職場に復帰する場合

- ・ 育児休業から職場に復帰することを条件に入園が決まった場合は、入園月の翌月10日までに元の職場に復職することが必要です。
- ・ 復職日を記載した就労証明書を、入園決定後に提出していただく必要があります。
- ・ 入園月の月末までに、復職日を記載した就労証明書の提出がない場合は、退園となります。

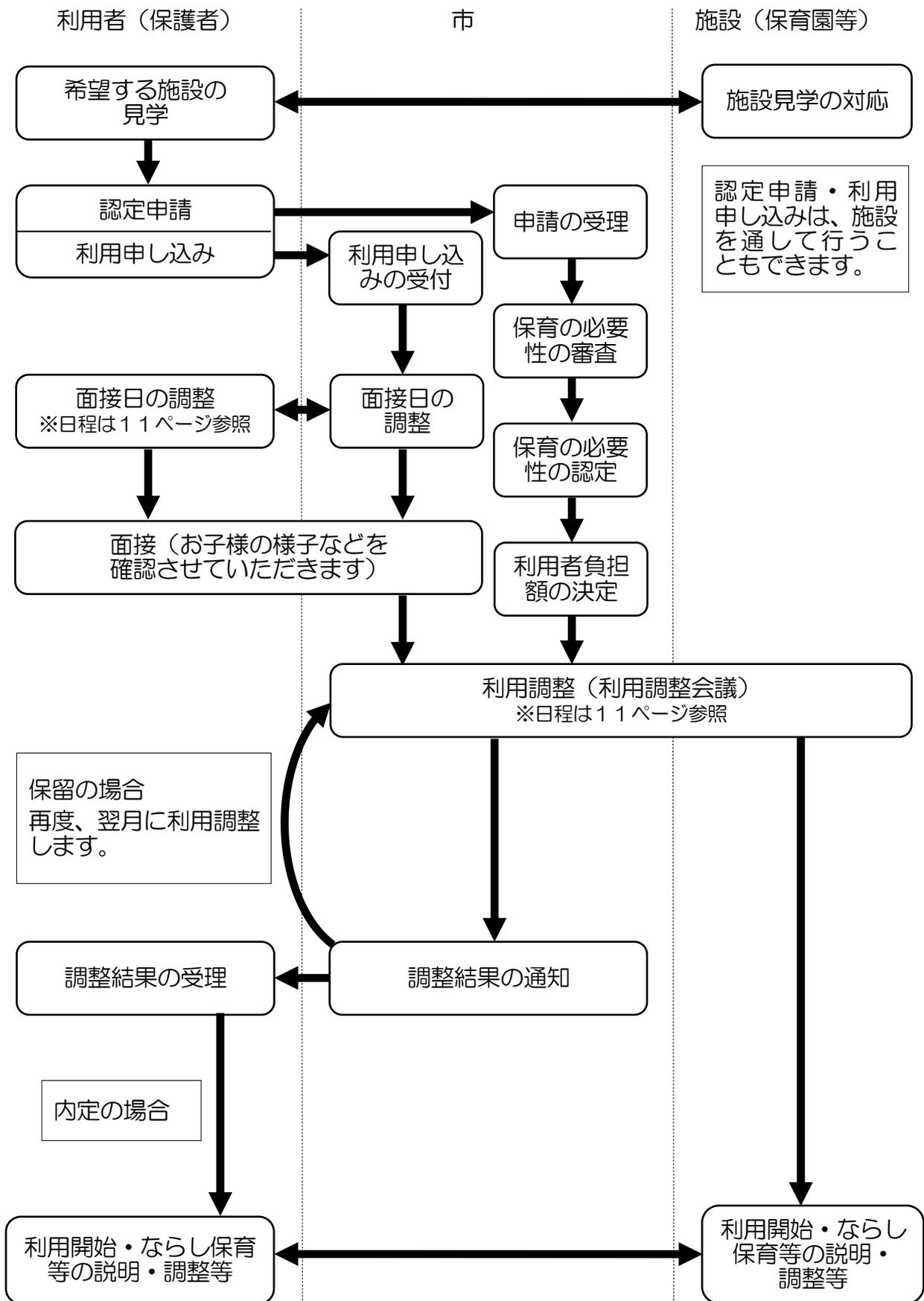
（2）他市町村から転入する場合

- ・ 入園月の前月末までに、転入する場合は、市内在住者と同様の審査となります。
※申請の際に「転入手続きに関する同意書」の提出が必要です。
- ・ 入園が決まった転入予定者は、入園月の前月末までに転入することが必要です。
- ・ 転入後、入園月の前月末までに、印西市の書式で、申請書類の提出が必要です。
- ・ 入園月の前月末までに転入できない場合は、入園を辞退していただきます。

（3）ならし保育について

- ・ ならし保育期間（就業開始までに保育所等の生活にお子様になれていただく期間）については、おおむね1週間から2週間程度必要となります。
- ・ 入園日は、毎月1日ですので、ならし保育期間を考慮して、復職日を決めてください。
- ・ ならし保育期間については、入園が決まった園とご相談ください。

5. 利用申し込みの流れ



6. 利用申し込みの日程

入園月	申込締切日 (市役所必着)	面接日	利用調整会議
4月入園	令和4年 11月30日(水)	令和4年 12月2日(金)・5日(月)・ 8日(木)・12日(月)・13日(火)・ 14(水)・15日(木)	令和5年 1月13日(金)
5月入園	令和5年 3月31日(金)	令和5年 4月4日(火)・5日(水)	令和5年 4月10日(月)
6月入園	令和5年 4月28日(金)	令和5年 5月1日(月)・2日(火)	令和5年 5月11日(木)
7月入園	令和5年 5月31日(水)	令和5年 6月2日(金)・5日(月)	令和5年 6月9日(金)
8月入園	令和5年 6月30日(金)	令和5年 7月4日(火)・5日(水)	令和5年 7月11日(火)
9月入園	令和5年 7月31日(月)	令和5年 8月2日(水)・3日(木)	令和5年 8月9日(水)
10月入園	令和5年 8月31日(木)	令和5年 9月4日(月)・5日(火)	令和5年 9月11日(月)
11月入園	令和5年 9月29日(金)	令和5年 10月3日(火)・4日(水)	令和5年 10月10日(火)
12月入園	令和5年 10月31日(火)	令和5年 11月2日(木)・6日(月)	令和5年 11月9日(木)
1月入園	令和5年 11月30日(木)	令和5年 12月4日(月)・5日(火)	令和5年 12月11日(月)
2月入園	令和5年 12月25日(月)	令和5年 12月26日(火)・27日(水)	令和6年 1月10日(火)
3月入園	令和6年 1月31日(水)	令和6年 2月2日(金)・5日(月)	令和6年 2月9日(金)

- ※ 園に申込書を提出する場合は、申込締切日の一週間前までに提出してください。
- ※ 面接日は、新規に利用申し込みをした際に予約を取っていただきます。
- ※ 面接を実施していない場合は、入園が内定した園で面接後、入園の可否を決定します。
- ※ 面接及び利用調整会議の日程は、変更となる可能性があります。
- ※ 利用調整結果は、入園の可否に関わらず通知します。
- ※ 個人情報保護の観点から、利用調整結果に関する電話でのお問い合わせにはお答えできません。

7. 利用申し込みに必要な書類

申し込みの際には、次の書類をご提出ください。

なお、提出書類に不足が生じた場合、利用調整に影響が出る場合がございますので、十分ご注意ください。

【提出に当たっての注意事項】

- ・市が指定する様式がある書類については、必ず指定様式をご使用ください。
- ・書類提出後に、内容確認のため、新たな書類の提出を依頼することがあります。
- ・ご提出いただいた就労証明書については、就労実態を事業所に伺うなどの調査を行うことがあります。
- ・提出書類は返却しませんので、必要に応じて、提出前にコピーしてください。

【必須提出書類】

- ①【指定様式】提出書類チェック票
- ②【指定様式】施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
- ③【指定様式】保育所等利用申込書
- ④【指定様式】申込児童の健康状況調書
- ⑤【指定様式】食物アレルギーチェック票
- ⑥【指定様式】保育施設利用に関する確認票
- ⑦直近の健診票又は、母子手帳の健康状況がわかるページの写し
- ⑧保育を必要とする事由を確認するための資料
⇒「保育の必要性」の事由により提出書類が異なります。
詳しくは13ページを参照してください。
- ⑨マイナンバー確認資料（14ページ参照）

【家庭状況等に応じ提出が必要な書類】

- ⑩〔母子・父子世帯の方〕
戸籍謄本（写し可）
- ⑪〔在宅障がい児・者のいる世帯の方〕
障害者手帳等の写し
- ⑫〔保育園・認定こども園等に勤務する保育士である方〕
保育士証又は国家戦略特別区域限定保育士証
- ⑬〔兄弟姉妹が幼稚園・発達支援センター等を利用している方〕
在園証明書
- ⑭〔離婚調停中で配偶者と別居している方〕
呼び出し状、又は事件係属証明書

■保育を必要とする事由を確認するための資料（提出書類）一覧

【資料提出の対象者】

申し込み児童の父母・同居親族（祖父母・おじ・おば等）で65歳未満の者・内縁の夫や妻等

	「保育の必要性」の事由	提出書類
①	就労（月60時間以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・【指定様式】就労証明書 ・（自営業の場合）直近の確定申告書（B表）の写し ※直近の開業により確定申告書（B表）がない場合は開業届の写し
②	妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の写し（母氏名・出産予定日が記載されているページ）
③	保護者の疾病・障害	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書（注1） ・障害者手帳等の写し
④	同居（又は長期入院等している）親族の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書（注2） ・ご家族の状況についての申立書（注3）
⑤	災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明 ・災害状況についての申立書（注4）
⑥	求職活動（起業準備含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動申告書
⑦	就学、又は職業訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書 ・カリキュラム（時間割）の写し
⑧	虐待やDVのおそれがある場合	※保育課にお問い合わせください。
⑨	上記以外の場合	※保育課にお問い合わせください。

注1：診断書は所定の様式「①疾病等用」を使用してください。

注2：診断書は所定の様式「②介護看護付添用」を使用してください。

注3：申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「ご家族の生活状況（保育ができない理由として）」「介護・看護に従事している1日の時間及び1月あたりの日数」を記載してください。

注4：申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「具体的な災害状況」「ご家族の生活状況（保育ができない理由として）」を記載してください。

■マイナンバー確認資料

◎マイナンバー確認・身元確認の対象者：申請に来た保護者のみ

本人確認として、マイナンバー確認資料と身元確認資料を用意してください。

なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみでマイナンバー確認、身元確認が行えます。

◎マイナンバー確認資料（正しいマイナンバーであることの確認）

現在の住所が記載された通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し 等

◎身元確認資料（マイナンバーの正しい持ち主であることの確認）

次のA又はBを用意してください。

A 写真付きの本人確認書類 (以下の書類から1点)	B 写真なしの本人確認書類 (以下の書類から2点)
・運転免許証 ・パスポート ・その他公的機関発行の写真付きの 証明書	・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・その他公的機関発行の住所、氏名、 生年月日の記載書類

◎市民税所得割額がわかる書類

入園希望月により、参考とする税額の年度が異なります

(1) 4月から8月までの入園を希望する場合……………令和4年度

(2) 9月から翌年3月までの入園を希望する場合……………令和5年度

※市町村民税所得割額のわかる書類の提出がない場合は、入園審査において、当該項目での審査になった場合、優先順位が最下位となります。

8. 市外にお住まいの方の申込方法

申込み時点で市外に住所がある方で、印西市内の保育園等の申込みを希望する場合は、お住い（住民票がある）の市区町村を通じた申込みとなります。

提出された申込書類一式は、お住いの市町村から印西市へ郵送されます。印西市の申込み締切日までに印西市に書類が到着している必要がありますので、入所希望月の申込み締切日をご確認の上、余裕を持ってお申し込みください。

■転入を予定している方

原則、印西市の様式で申請してください。なお、利用調整で使用するため、必須提出書類（12ページ参照、マイナンバー確認資料を除く）に加え、次の書類の提出が必要となります。

- ・転入手続きに関する同意書（印西市の指定様式）
- ・転入先住所の確認できる書類（売買契約書または賃貸契約書の写し等）
- ・市町村民税所得割額のわかる書類（市町村民税特別徴収税額決定通知書、市町村民税所得割額（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等の控除前の額）がわかる課税証明書等、14ページ参照）

また、転入予定で申請される方は、入園希望月の前月末までに転入されることが条件となります。転入後は、審査の可否に関わらず保育課にて速やかに本申請（入園申請書類を再提出）が必要となります。

■転入を予定していない方

保護者のいずれかが印西市内の事業所等に勤務していることが必要です。申請書類は、現在お住いの市町村の様式で申し込みください。なお、利用調整で使用するため、次の書類の提出が必要となります。

- ・市町村民税所得割額のわかる書類（市町村民税特別徴収税額決定通知書、市町村民税所得割額（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等の控除前の額）がわかる課税証明書等）

※市内在勤を要件に申請される方で、4月入園を希望される方は2次申請からの受け付けとなります。1次申請期間中に申請書類の提出があった場合でも、審査は2次審査からとなります。また、転勤等により印西市内の事業所等に勤務しなくなった場合、退園となりますのでご注意ください。

■市外へ転出される方

印西市内の保育園を利用しており印西市から転出される方は、継続して保育園の利用をご希望される場合、保護者のいずれかが印西市内の事業所等に勤務していることが条件となります。就労先が市外の場合には退園となりますのでご注意ください。

転出の際、退園の手続きが必要となります。また、転出後に転出先の市区町村にて手続きが必要となります。

9. お子様の発達や行動、身体について心配がある保護者様へ

「言葉が遅れているのでは？」

「落ち着きがなくて心配だ。」

「身体に障害があるが、保育園に通えるのか？」

こういったことで、保育園入園に心配があるお子様について、市では、事前に面接などを実施して、お子様の状況を確認させていただき、保育園入園の可能性について、検討してまいります。

入園にあたっては、加配保育士の配置や施設・設備の改修等が必要となるなど、特別な配慮が必要と判断された場合、保育園の空き状況に関わらず、保育園側での受け入れ体制が整うまでの間、入園を保留させていただくこととなりますが、保育園が集団生活の場であることや療育機関ではないことを踏まえ、保護者様にはご理解・ご協力をお願いいたします。

また、私立保育園等への入園をご希望の場合は、お申し込みの前に保育園等に入園が可能かどうかご確認くださいませようお願いいたします。

【手続きの流れ】

①保育課への事前のご相談 ⇒入園に心配をお持ちの場合は、必ずご相談ください。

②園への確認（私立の園を希望する場合）

③保育課への利用申込書の提出

④保護者様及びお子様との面接の実施

⇒面接内容を踏まえ、保育園での受け入れ体制の検討

※集団での活動に参加できない場合や特別な配慮が必要な場合などには、保育所等への入所ができない場合があります。

⑤利用調整会議での審査

⑥ [入園が内定した場合] 保育園との面接等の実施及び入園準備

[入園保留となった場合] 保護者様との話し合い（必要に応じて随時）

【留意事項】

- ・利用の申し込みにあたり、療育・定期的な通院などを行われているお子様については、提出書類である「申込児童の健康状況調書」にお子様の状況を漏れなく記入してください。
- ・入園後であっても、保育状況によっては保育園と協議のうえ利用時間が変更となる場合がありますのでご了承ください。

10. 利用調整について

保育の必要性の認定（支給認定）後、保育施設利用の可否が決まります。

締切日までに申し込みされた方について、保育の必要性の度合いを点数化し、利用調整会議において、必要性の高いお子様から利用を承諾することになります。

利用調整基準表（18ページ・19ページ参照）は、保育を必要とする事由による『基本指数』と家庭状況や保育先による『調整指数』により構成されています。

『基本指数』と『調整指数』の合計点により、利用調整を行います。

- 基本指数及び調整指数は、申込締切日までに提出があった書類をもとに、入園月の状況で審査を行います。
- 希望施設に受入れの余裕がない場合など、利用申し込みをされてもご希望に添えないことがあります。
- 申込書記載の施設以外は利用調整いたしません。複数の施設を希望される場合は、希望する順に申込書に記入してください。（希望する園の数に上限はありません）
- 兄弟のいる保育園への転園を希望する場合は、その在園している園のみを希望される場合に限り、加点（+3）を行います。複数の園を希望された場合は、減点（-1）での審査となります。
- 利用調整の結果は、利用調整会議の概ね1週間後（4月入園を除く。）に保護者の方へ郵送で通知します

個人情報保護の観点から、利用調整結果に関する電話でのお問い合わせにはお答えできません。窓口で結果をお知りになりたい方は、必ず顔写真入りの身分証明書（運転免許証等）をご持参ください。

なお、4月入園に関する利用調整結果については、文書による通知のみです。電話や窓口でのお問い合わせにはお答えしませんので、ご了承ください。

【保育の利用調整基準表】

1 基本指数

No.	類型	細目	基本指数		
1	就労	月160時間以上の就労を常態又は単身赴任	11		
		月140時間以上160時間未満の就労を常態	10		
		月120時間以上140時間未満の就労を常態	9		
		月100時間以上120時間未満の就労を常態	8		
		月80時間以上100時間未満の就労を常態	7		
		月60時間以上80時間未満の就労を常態	6		
2	母親の出産	出産予定日を含む月及びその前後2か月間	11		
3	保護者の疾病等	入院	おおむね1か月以上の入院	12	
			常時臥床	おおむね1か月以上臥床	12
		居宅療養	精神等	医師が長期加療（安静）を要すると診断した場合	10
			一般療養	医師がおおむね1か月以上加療（安静）を要すると診断した場合	9
		障害	上記以外で保育が困難であると認められる場合	8	
			身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳Ⓐ・Aの1・Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している場合	12	
身体障害者手帳3級～6級、療育手帳Bの1・Bの2、精神障害者保健福祉手帳2級又は3級を所持している場合	10				
4	病人の看護等	看護介護付添	居宅外	おおむね1か月以上入院している親族の入院付添に当たっている場合	12
			居宅内	寝たきり又は心身障害である親族の常時介護等に当たっている場合	12
		心身の傷病及び障害により常時看護又は介護が必要と認められる場合		8	
		居宅外・居宅内	その他の病人等の介護等	8	
5	災害復旧	火災、風・水害等による災害の復旧に当たる場合	12		
6	求職活動等	求職又は開業予定のため日中外出を常態としている場合	5		
7	就学又は職業訓練	学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に就学又は通所している場合	月160時間以上の就学を常態	10	
			月140時間以上160時間未満の就学を常態	9	
			月120時間以上140時間未満の就学を常態	8	
			月100時間以上120時間未満の就学を常態	7	
			月80時間以上100時間未満の就学を常態	6	
			月60時間以上80時間未満の就学を常態	5	
8	虐待・配偶者からの暴力など	虐待・配偶者からの暴力等により特に保育が必要と認める状態にある場合	12		
9	育児休業	育児休業を取得している場合 ※育児休業取得前に既に保育所等を利用していた子どもに限る。	5		
10	その他	上記類型に類する状態にある場合	※類する項目に準ずる		

2 調整指数

番号	条件	必要な書類	調整指数
1	両親不存在又はひとり親世帯（死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等）	戸籍謄本（写し可） 呼び出し状等	+3
2	保護者のいずれかが市内の保育所等に勤務（育児休業中で入園時に仕事に復帰しない場合を除く。以下同じ。）する保育士の場合	就労証明書 保育士証	+3
3	保護者のいずれかが、市の非常勤職員に登録中の保育士（入園時に保育士として就労することができる状況にある者に限る。）の場合（2に該当する場合を除く。）	申立書 保育士証	+3
4	保護者のいずれかが、幼稚園に勤務する保育士資格を有する者又は認可外保育施設若しくは市外の保育所等に勤務する保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の場合（3に該当する場合を除く。）	就労証明書 保育士証	+1
5	生活保護法による被保護世帯		+2
6	生計中心者が整理解雇、倒産その他自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中の場合	申立書	+2
7	産後休暇又は育児休業が終了し、同一の職場に復帰する場合	就労証明書	+2
8	65歳未満の同居の親族、その他の者が保育可能な場合		-3
9	市外から転入（転入予定）の児童が転入前の市区町村において保育所等を利用している場合	在園証明書	+2
10	認可外保育施設の利用を常態とする児童が申込をする場合（市内在住者に限る）	利用契約書の写し	+2
11	通所している保育所等の閉所又は利用対象年齢の満了に伴い、別の保育所等の利用申込みをする者	申立書・在園証明書（市内在園の場合省略可）	+6
12	兄弟姉妹2人以上で同時に利用申込みをしている場合		+1
13	兄弟姉妹が既に保育所等を利用しており、同一の保育所等の利用を希望している場合		+3
14	利用申込みにおいて希望した保育所等に入園した後に、他の保育所等への転園を希望する場合（兄弟姉妹が利用している保育所等への転園を除く）		-1
15	出産の理由により市内の保育所等を退園した子ども又は当該出産以降に出生した子どもの保育を希望する場合	申立書	+3
16	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合		+1～+6
17	待機期間が1年以上経過している者		+2
18	待機期間が6か月以上経過している者		+1
19	特別な支援を要する子どもの保育を希望する場合		+1
20	市外在住者（利用開始までに転入する者を除く）		-6
21	6か月以上保育料を滞納（申込み児童以外の滞納分を含む）している場合		-6
22	利用調整により決定した保育所等の利用を辞退した場合（辞退した利用月の翌月から1年間に限る。）		-2
23	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合	確認票該当欄に☑	-30

備考

- ①基本指数及び調整指数を決定する基準日は、入所希望月の書類提出締切日とします。
- ②基本指数は父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定します。（ひとり親世帯の場合は、当該ひとり親の指数と11点を足したものを基本指数とします。また、父母がいない場合は、その他の保護者で基本指数を設定します。）
- ③保護者が保育を必要とする事由が複数ある場合には、原則として指数の高い状況を適用します。
- ④期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中（就労先未定）として利用調整を行います。
- ⑤就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定します。
- ⑥就労時間には、時間外勤務時間、通勤時間は含みません。ただし、休憩時間は含みます。
- ⑦調整指数は保護者からの申請に基づき、必要な書類が提出された場合に適用します。
- ⑧必要な書類の「就労証明書」又は「申立書」には、調整指数の対象となる内容がわかる記載があった場合のみ有効です。
- ⑨調整指数23を条件とする審査を希望した場合、復職希望月までは待機期間としてカウントしません。また、以前から継続して申請しており、待機期間が6か月を経過している場合でも加点は抹消されます。

3 基本指数と調整指数の合計が同一の場合の優先順位

1	印西市民である者（利用開始までに転入する者を含む）
2	当該保育所等の希望順位が高い者
3	通所している保育所等の閉所又は利用対象年齢の満了に伴い、別の保育所等の利用申し込みをする者
4	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる者
5	保護者のいずれかが市内の保育所等に勤務する保育士又は市非常勤保育士に登録中の保育士である者
6	待機期間が長い（ただし、利用申し込みを一旦取下げた場合、取下げ前の待機期間は除く。）
7	両親不存在又はひとり親世帯（死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等）
8	生活保護法による被保護世帯
9	兄弟姉妹が既に保育所等を利用しており、同一の保育所等の利用を希望している又は兄弟姉妹2人以上で同時に利用申し込みをしている者
10	市町村民税所得割額の合計が低い世帯
11	基本指数が高い世帯

1 1. 令和5年度の保育園保育料（利用者負担額）について

① 保育料の決定について

- 保育料は、保護者（父母ともに）の市町村民税所得割額を基本として算定します。4～8月分は前年度(令和4年度)、9～3月分は当年度(令和5年度)の額をもとに算定します。
- 祖父母等と同居で、父母ともに一定額以下の収入（給与収入で103万円）の場合は、祖父母等の同居人の税額を保育料の算定に用います。
- 税額を証明する書類の提出がされない場合は、最高位の階層（第13階層）を適用します。
- 保育料は月極めのため、月の途中で退園しても1か月分の保育料がかかります。
- 多子軽減措置として、同一世帯から2人以上の就学前児童が利用する場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。
※幼稚園等に通園する兄弟姉妹がいる場合は、在園証明書の提出が必要です。

◎年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減について

- 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合、生計を一にする第一子の年齢に関わらず、第二子は保育料が半額に、第三子以降は無料となります。
※「生計を一にする」とは、同一世帯以外に、就労、就学等の都合により、別居であっても、仕送り等があり、生計が同じと認められる場合も含まれます。
例：小学2年生、2歳児、1歳児のお子様がいる世帯の場合、小学2年生のお子様から第一子とカウントし、2歳児のお子様は第二子となり保育料が半額、1歳児のお子様は第三子となり保育料は無料になります。
- 市町村民税所得割課税額が77,101円未満、かつ母子、父子世帯又は在宅障がい児・者のいる世帯に該当する場合、在園する全てのお子様の保育料が無料となります。

② 給食費について

- 3～5歳児については、令和元年10月からの保育無償化により、保育料の負担は無料となり、それに伴い給食費は実費負担となります。給食費の月額は園によって異なります。
- 世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合（母子、父子世帯又は在宅障がい児・者のいる世帯の場合は世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合）は3～5歳児の給食費のうち、副食費（おかずなど）は免除となります。
- 同一世帯から3人以上の就学前児童が利用する場合、3人目以降は3～5歳児の給食費のうち、副食費（おかずなど）は免除となります。

③ 保育料の納入について

- 原則として口座引き落としとなります。ただし、認定こども園・地域型保育事業については、各園で納入方法や振替日が異なりますので、詳しくは直接各園にお問い合わせください。
- 3～5歳児の給食費は、公立保育所は原則として口座引き落としとなります。私立保育所、認定こども園については各園で金額や納入方法、振替日が異なりますので、詳しくは直接各園にお問い合わせください。
- 入園内定後にお渡しする「印西市口座振替依頼書」により、下記口座振替指定金融機関にお申し込みください。
※口座振替手続きが完了するまで時間がかかるため、口座振替手続きが完了するまでの間の保育料は毎月中旬頃に送付いたします納付書でお納めいただくこととなります。入園初月につきましては、決定通知に同封の納付書にてお納めください。
- 口座振替日、納期限は毎月月末（12月は25日）となります。
※なお、振替日が金融機関休業日にあたる場合は翌営業日となります。
- 口座振替領収書は発行しませんので、通帳等でご確認ください。

【口座振替指定金融機関】

- 千葉銀行 • 京葉銀行 • 千葉信用金庫 • 千葉興業銀行
- みずほ銀行 • 三井住友銀行 • 西印旛農業協同組合 • ゆうちよ銀行

- 保育料を滞納した場合、財産の差し押さえなどの処分を行うことがあります。

④ 保育料の変更について

- 保育料確定後に修正申告等で税額を変更した場合、年度内に限り、遡って保育料を算定し直しますので、必ず、変更があったことを保育課にご連絡ください。
- 世帯の変更等があった場合は、保育料が変更となる場合がありますので、必ず、保育課にご連絡ください。保育料の変更は、原則、保育課に変更事由の届出があった日の翌月から行います。ただし、届出の遅れなど、年度内に限り、その事由の発生した日の翌月に遡って変更を行う場合があります。

令和5年度 保育料（利用者負担額）

階層	階層区分		3～5歳児 保育園等の子ども			0～2歳児 保育園等の子ども	
			(標準時間)	(短時間)		(標準時間)	(短時間)
第1	生活保護世帯		0	0	同時就園の場合、2番目の子どもについては半額、3番目以降の子どもについては無料	0	0
第2	市町村民税非課税世帯		0	0		0	0
第3	市町村民税所得割非課税世帯		0	0		9,000	8,800
第4	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	48,600円未満	0	0		13,000	12,700
第5		67,000円未満	0	0		17,000	16,700
第6		97,000円未満	0	0		24,000	23,500
第7		169,000円未満	0	0		35,600	34,900
第8		210,000円未満	0	0		46,000	45,200
第9		256,000円未満	0	0		48,000	47,100
第10		301,000円未満	0	0		48,800	47,900
第11		327,000円未満	0	0		57,000	56,000
第12		366,000円未満	0	0		60,000	58,900
第13		366,000円以上	0	0		62,000	60,900

(注)

- ①表中の年齢は、令和5年3月31日現在の満年齢により決定します。なお、当該年度中はその年齢を適用して保育料を算定します。
- ②階層区分は、8月分までは令和4年度、9月分以降は令和5年度の税額で決定します。
- ③市町村民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。
- ④同一世帯から就学前児童が2人以上同時に、保育園・幼稚園等を利用している場合の保育料は、その中で最も年齢の高い児童（1人目）は基準額、次に年齢の高い児童（2人目）は基準額の半額、その他の児童（3人目以降）は無料となります。
なお、世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合、上記多子軽減の対象年齢が異なります。（21ページ参照）
- ⑤母子、父子世帯又は在宅障がい児・者のいる世帯で、世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合は、軽減措置が講じられます。（21ページ参照）
- ⑥保護者の収入に応じて、同居家族の課税内容を含めて算定する場合があります。
- ⑦この保育料の他、園によっては実費徴収や上乗せ徴収を行うことがあります。
また3～5歳児については、給食費が実費負担となります。給食費は園によって異なります。
- ⑧時間外の利用については、別途、時間外保育料を徴収いたします。（9ページ参照）
（時間外保育料については、3～5歳児についても徴収いたします。）

12. 保育園に関するQ&A

支給認定に関すること

Q 1 保育園を利用するための「認定」とは何ですか？

A 1 子ども・子育て支援制度においては、施設型給付を受ける幼稚園、保育園、認定こども園等に通園を希望する児童は、次の3区分のいずれかの「認定」を市から受ける必要があります。

[1号認定] 3歳以上児で幼稚園や認定こども園の利用を希望する場合。

[2号認定] 3歳以上児で保護者の就労等により保育園や認定こども園等の保育施設の利用を希望する場合。

[3号認定] 3歳未満児で保護者の就労等により保育園や認定こども園等の保育施設の利用を希望する場合。

※2号及び3号認定については、保護者の就労状況等により、施設を11時間以内で利用できる「保育標準時間」と、8時間以内で利用できる「保育短時間」とに区分されます。

Q 2 保育標準時間認定の場合、必ず毎日11時間の利用ができるのでしょうか？

A 2 教育・保育給付認定時に決定する「8時間」「11時間」といった保育時間は、あくまでも「最大で施設を利用することができる時間」となります。保護者の就労実態などに応じ、保育が必要と認められる時間内での利用となります。また、お子様の状況（月齢6か月未満、特別な支援が必要など）により、「保育標準時間」の区分と認定されたとしても、「保育短時間」と同等の利用時間になることがあります。

Q 3 教育・保育給付認定の申請手続きの際に、書類不備があった場合はどうなりますか？

A 3 書類不備や書類未提出により教育・保育給付認定ができない場合、利用申込書が提出されていても、利用調整を行うことができません。不備書類や未提出書類については、保育課からご連絡をさせていただくこともありますので、その場合は至急ご対応ください。

利用申し込みに関すること

Q 1 保育園の希望順位により、利用調整結果が変わることはありますか？

A 1 利用調整の際には、保育の必要性を点数化し、点数が高いお子様から順に利用調整を行います。点数の同じお子様が複数いる場合には、第1希望園から順に利用調整を行いますので、希望園の順番によっては利用調整結果が変わる可能性があります。

Q 2 保育園の利用が保留となった場合、毎月申し込みをする必要はありますか？

A 2 申請時に「空き待ちをする（翌月以降も継続審査を希望する）」を選択した場合、保護者からの申し込みの取り下げがない限り、翌月以降（最長で年度末まで）も継続して利用調整を行いますので、新たに申し込みをする必要はありません。

ただし翌年度以降も利用を希望する場合は、別途申し込みが必要です。

Q 3 現在、求職中ですが、保育園の利用申し込みをすることはできますか？

A 3 求職中でも保育園の利用申し込みは可能です。ただし、利用調整を行う際の優先順位は低くなります。

また、利用が決定した場合、支給認定日から90日以内に就労し、就労証明書の提出が必要です。就労の確認が出来ない場合、退園となりますのでご注意ください。

Q 4 現在、育児休業を取得中ですが、保育園の利用申し込みをすることはできますか？

A 4 入園が決まった場合には、仕事に復帰することを条件として申し込むことができます。

申し込みの際、①「直ちに復職を希望する」又は、②「希望する保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる」のどちらかを選んで申し込んでいただきます。

②の場合は、利用調整を行う際の優先順位が著しく低くなります。また、育児休業の延長を許容できる月までは入園待機期間に含まれませんのでご注意ください。

Q 5 印西市に転入予定で申し込みます。いつまでに転入すればいいですか？

A 5 転入期日は、入園月の前月末までです。期日までに転入されない場合は、入園を辞退していただきます。

Q 6 夫婦共働きですが、幼稚園と保育園を併願することは可能ですか？

A 6 幼稚園と保育園を併願することは可能です。

手続きとして、幼稚園は直接施設に利用申し込みをしていただきますが、保育園は、支給認定申請と併せて、市に利用申し込みを行うこととなります。

Q 7 希望する保育園を変更することはできますか？

A 7 希望園の変更は可能です。変更を希望する月の申込締切日までに次の項目を明記の上、保育課窓口にて持参・郵送・E-mail・FAXのいずれかの方法で届け出てください。

なお、E-mail・FAXで届け出の場合、必ず着信確認の電話をお願いします。

【記載項目】①住所 ②保護者氏名 ③児童氏名及び生年月日 ④電話番号
⑤希望する保育園名

※希望園を複数とする場合は、希望順位も必ず記載してください。

【送付先】・郵 送 〒270-1396 印西市大森2364-2

印西市役所保育課保育係 宛

・E-mail hoikuka@city.inzai.chiba.jp

・FAX 0476-33-4585

Q 8 利用申込の際に面接を受けませんでした。入園できますか？

A 8 面接を受けていない場合は、利用調整の結果、入園可となった場合でも、内定となります。内定した園で面接を実施後、入園を決定します。面接の結果次第では入園が保留となることもあります。

Q 9 転園を希望したいのですが、兄弟が在園する園以外を同時に希望することはできますか。

A 8 兄弟が在園する園と在園していない園を同時に希望することはできますが、減点（-1）での審査となります。加点（+3）での審査を希望する場合は兄弟が在園する園のみで転園を希望してください。

利用決定から入園までに関すること

Q 1 利用が決まった場合、利用開始までの流れはどうなりますか？

A 1 利用調整会議において、希望園の利用が決まりましたら、保育課から利用を承諾する通知をお送りします。

また、保育園から利用決定者に対して、電話で連絡をします。園からの指示に従って利用の準備を進めてください。

Q 2 利用が決まってからのならし保育は、どのように受けられますか？

A 2 利用開始日は、入園月の初日（毎月1日）となります。ならし保育については、原則として、利用開始日以降に実施することになります。保護者が育休から仕事に復帰する場合は、利用開始日から職場復帰日までの期間で、必要な期間にならし保育を実施していただきます。ならし保育の開始日や、期間については、入園する園にご相談ください。

Q 3 育児休業から復職する場合は、いつまでに職場に復帰すればいいですか？

A 3 保護者が育休から仕事に復帰する場合の復帰期限は、入園月の翌月10日までとなります。入園月の末日までに復職日がわかる就労証明書の提出が必要となります。

Q 4 利用が決まったので、申請時の職場を辞めました。入園できますか？

A 4 できません。申請する際には、入園する時の状況で書類の提出をいただき、その内容で審査しているため、入園の際に状況が異なる場合は入園を辞退していただきます。

Q 5 引っ越してきたので、申請時の職場を辞めました。入園できますか？

A 5 できません。申請する際には、入園する時の状況で書類の提出をいただき、その内容で審査しているため、入園の際に状況が異なる場合は入園を辞退していただきます。申請時には、転入後の状況で申請してください。

保育園の利用に関すること

Q 1 子どもが風邪を引いたときは、保育園に預けられないのですか？

A 1 保育園は健康なお子様をお預かりする施設ですので、お子様に熱があるときは家庭保育をしていただくこととなります。

風邪を含め、お子様の病状により登園をお断りする場合がありますので、詳しくは保育園にご確認ください。

なお、市では病児・病後児保育事業(有料)を実施しており、お子様の病状によって利用することが可能です。詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

病児・病後児保育事業「おひさまルーム」(印西総合病院内)

TEL0476-47-5635(直通)

Q 2 仕事の前後や、仕事が休みの日は、保育園に預けられないのですか？

A 2 保育園が利用できるのは、基本的に就労時間(通勤に要する時間を含む)のみです。保護者の方がお休みの日は、基本的に家庭保育をお願いしています。仕事の前後や休みでも、他に事情がある場合(通院等)には、通園している保育園にご相談ください。

Q 3 食物アレルギーがあるのですが保育園ではアレルギー対応はしていますか？

A 3 保育園では、原則として、アレルギー児の受入れをしておりますが、保育園によって対応が異なります。

入園を希望される保育園には、事前にお問い合わせください。

保育料に関すること

Q 1 保育料はどのように決定しますか？また、施設により保育料は異なりますか？

A 1 保育園の保育料は、市民税所得割額を基本として決定しますが、令和5年4月から令和5年8月までの保育料は、令和4年度の市民税課税内容を、令和5年9月から令和6年3月までの保育料は、令和5年度の市民税課税内容により決定をします。年度途中で保育料が変わる可能性があります。なお、認可保育園（公立、私立）・認定こども園・地域型保育事業での保育料は、どの施設も同じ算定方法となりますので、基本的に施設によって保育料が異なることはありません。その他、3～5歳児については、保育無償化により、保育料の負担は無料となり、それに伴い給食費は実費負担となります。（時間外保育料は、別途発生します。）

Q 2 保育園の保育料はどのように納めますか？

A 2 原則として、毎月末に金融機関の口座引き落としとなりますので、利用決定後に金融機関において、口座引き落としの手続きを行っていただくこととなります。ただし、認定こども園・地域型保育事業については、各園で納入方法や振替日が異なりますので、詳しくは直接各園にお問い合わせください。なお、口座振替手続きが完了するまで時間がかかるため、口座振替手続きが完了するまでの間の保育料は毎月中旬頃に送付いたします納付書でお納めいただくこととなります。

Q 3 母子家庭の場合、保育料は無料になりますか？

A 3 保育料は、市民税所得割額を基本として算定することから、母子家庭であっても、課税内容に応じて保育料がかかります。ただし、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の母子世帯に該当する場合につきましては軽減措置が講じられます。

Q 4 保育園への入園に関して、保育料以外の費用がかかることはありますか？

A 4 保育園では、保育料以外の費用として、上乗せ徴収・実費徴収を行うことがあります。3～5歳児の給食費も各園によって異なります。具体的な内容については各園により異なりますので、入園を希望する園に必ず事前に確認をしてください。

Q 5 年度の途中から（例えば9月）に3歳になりますが、いつから保育料は無料になりますか？

A 5 3歳児クラスとなる、翌年度の4月から保育料は無料になります。

Q6 一か月間のうち半数以上登園しませんでした。保育料の返還はありますか？

A6 ありません。

